

電磁的記録により提出され、許可後等に原本（書面）の提出を要する減免戻し税関係書類の取扱い

（注：MSXは、NACCSの申告添付登録業務のこと）（平成30年7月現在）

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及びNACCS業務となっていない手続 (手続は()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書への表示
				原本	交付用又は確認用の書類等及びその取扱い	事後確認用書類（保税監督部門用）	
関税定率法 第11条 (加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)	輸出	全て	加工・修繕輸出貨物確認申告書(T-1050)(交付) 加工・修繕のため輸出するものであることを証する書類(契約書等)(返付) 同一性確認のための資料(返付)	MSX	全て書面 は交付 は確認後返付	-	Y
	輸入	全て	加工・修繕・組立製品減税明細書(T-1060) 加工・修繕輸出貨物確認申告書(T-1050)(税関が交付したもの) 加工・修繕のため輸出するものであることを証する書類(契約書等)(輸出の際に税関が返付したもの) 輸出許可書等	MSX	-	-	Y
関税定率法 第13条 (製造用原材料の減税又は免税)	輸入	全て	製造用原料品・輸出貨物製造用原料品減税明細書(T-1100)	MSX	-	提出不要 (税関にて対応)	Y
関税定率法 第14条第5号 (無条件免税・国の専売品(あへん))	輸入	全て	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長が発行する委託書又は委託を証する書類	MSX & 書面	-	-	G
関税定率法 第14条第9号 (無条件免税・在外公館から送還された公用品)	輸入	全て	外務大臣官房在外公館課長の発給した在外公館からの送還品である旨の証明書	MSX & 書面	-	-	G
関税定率法 第14条第10号 (無条件免税・再輸入貨物)	輸入	下記以外	輸出許可書等	MSX	-	-	Y
		令第16条第2項に該当する場合(法第19条関係貨物)	輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書又は貨物製造証明書(輸出の際に税関が交付したもの、法第19条参照) 内貨原料品による製品に係る確認申請書(輸出の際に税関が交付したもの、法第19条の2参照) 輸出許可書等		書面 は税関回収	-	令第16条第2項該当貨物は、「1Y」表示であっても書面により要提出

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及びNACCS業務となっていない手続 (手続は()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書への表示
				原本	交付用又は確認用の書類等及びその取扱い	事後確認用書類(保税監督部門用)	
関税定率法 第14条第11号 (無条件免税・容器)	輸入	全て	輸出許可書等	MSX	-	-	Y 令第16条第2項該当貨物は、「1Y」表示であっても書面により要提出
関税定率法 第14条第14号 (無条件免税・事故積み戻し)	輸入	全て	輸出許可書等	MSX	-	-	Y
関税定率法 第14条の2 (再輸入減税)	輸入	全て	輸入原料品等の関税の額の証明書(T-1180) (輸出地、保税工場所在地の税関が交付したもの) 輸出許可書等	MSX	-	-	Y
関税定率法 第15条 (特定用途免税)	輸入	第1項第1号から5号	標本・学術研究用品・寄贈物品等免税明細書(T-1220)	MSX	-	提出不要 (税関にて対応)	Y
		第1項第5号の2	博覧会等における使用物品免税明細書(T-1240)	MSX	-	提出不要 (税関にて対応)	Y
		第1項第8号	機械類等免税明細書(T-1270) 国産困難等の確認申請書(T-1250)及び国産困難等の確認書(T-1260) (税関が交付したもの)(規則第6条第13号の場合)	MSX	-	提出不要 (税関にて対応)	Y
		第1項第10号	機械類等免税明細書(T-1270) (令第25条の2、2号、4号の場合は任意様式(機械類等免税明細書に準ずる内容))	MSX	-	提出不要 (税関にて対応)	Y
関税定率法 第16条 (外交官用貨物等の免税)	輸入	全て	外務大臣官房儀典官からの簡易通関依頼書等 輸入許可前に提出	MSX & 書面	-	-	T
関税定率法 第17条 (再輸出免税)	輸入	全て	再輸出貨物減免税明細書(T-1340) 同一性確認のための資料(返付)	MSX	のみ書面等 確認後返付	提出不要 (税関にて対応)	Y
	輸出	全て	再輸出免税貨物加工証明書(T-1380)(輸入後加工された貨物の場合) 輸入許可書等(付記)	MSX	のみ書面等 輸出の旨付記後返付	-	Y

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及びNACCS業務となっていない手続 (手続は()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書への表示
				原本	交付用又は確認用の書類等及びその取扱い	事後確認用書類 (保税監督部門用)	
関税定率法 第19条 (輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)	輸入	減免税を適用する場合	製造用原料品・輸出貨物製造用原料品減免税明細書(T-1100)	MSX	-	提出不要 (税関にて対応)	Y
	輸出	製造用原料品を使用した貨物	製品検査書(製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届(T-1120)に検査済証明印押印のもの) 輸入許可書等(付記)	MSX	のみ書面 輸出の旨付記後返付	-	Y
		戻し税に係る原料品を使用した貨物	輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書・貨物製造証明書(T-1490)(付記及び交付) 精製糖引渡証明書(T-1510)(原料品が精製糖の場合)	MSX	のみ書面 輸出の旨付記後返付	-	Y
関税定率法 第19条の2 (課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)	輸出	免税を受けようとする場合	内貨原料品による製品に係る確認申請書(T-1580)(所要の記載及び交付)	MSX	書面 所要の記載後返付	-	Y
	輸入	免税を受けようとする貨物を輸入する場合	内貨原料品による製品に係る確認申請書(T-1580)(税関が交付したもの)(回収、一部の場合は裏落とし) 内貨原料品による製品の輸出に係る関税の免税明細書(T-1590)(税関が返付したもの)	MSX	全て書面 (完了の場合は回収、一部の場合は裏落とし後返付)	-	Y
関税定率法 第19条の3 (輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)	輸入	全て	再輸出貨物確認申請書(T-1625)(返付)	MSX	書面 確認後返付 (押印)	-	(表示なし)
	輸出	全て	輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し(減額)申請書(T-1627)(2部) 再輸出貨物確認申請書(T-1625)(税関が返付したもの) 輸入許可書等(付記・再輸出予定貨物の一部である場合)	MSX	は書面 裏落とし後返付	-	Y
関税定率法 第20条 (違約品を再輸出した場合の戻し税等)	輸出	第1項 (再輸出)	違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書(T-1640)(2部) 違約品等保税地域搬入届(T-1630)(税関が交付したもの) 違約品等であることを証する書類 輸入許可書等	MSX	-	-	Y
関税定率法 第20条の2 (軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)	輸入	令57条1号から13号(9号除く)	軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	-	提出不要 (税関にて対応)	Y
		令57条9号	軽減税率等適用明細書(T-1670) 農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書	MSX & 書面	のみは書面 裏落とし後返付	提出不要 (は税関にて対応)	G
関税暫定措置法 第4条 (航空機部分品等の免税)	輸入	令7条第1号、第2号、第4号	機械類等免税明細書(T-1270)	MSX		提出不要 (税関にて対応)	Y
		令7条第3号、第5号	機械類等免税明細書(T-1270) 国産困難等の確認申請書(T-1250)及び国産困難等の確認書(T-1260)(税関が交付したもの) 機械類等免税明細書(工場承認用)(交付)	MSX	は確認後交付 (押印)	提出不要 (は税関にて対応)	Y

減免戻し税に係る根拠法令	区分	取扱いの対象	提出を要する減免戻し税関係書類等 及びNACCS業務となっていない手続 (手続は()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書への表示
				原本	交付用又は確認用の書類等及びその取扱い	事後確認用書類(保稅監督部門用)	
関税暫定措置法 第8条 (加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)	輸出	全て	加工・組立輸出貨物確認申告書(P-7700)(交付) (2回目以降は税関交付のものを提示) 加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類(返付) (2回目以降は税関交付のものを提示) 契約実績表(総括・個別)(P-7700-2、3)(返付) (関税暫定措置法施行令第22条第2項ただし書き該当貨物の場合) 生地見本等(返付)(2回目以降は省略) (確認申告書等で必要事項が確認できない場合)	MSX(のみ対象外)	全て書面等は交付 ~は確認後返付(押印等)	-	Y
	輸入	全て	加工・修繕・組立製品減税明細書(T-1060) 附属書(P-7710)(交付及び裏落し)(2回目以降は税関交付のものを提示) 加工仕様書等、マーキング仕様書等(加工内容、用尺を確認するための資料) 加工・組立輸出貨物確認申告書(P-7700)(税関が交付したもの) 生地見本等(提示)(税関の確認を受けたもの) (輸出時に生地見本を提出した場合)	MSX(のみ対象外)	全て書面等(は除く)は交付 (2回目以降は裏落とし後返付) は確認後返付	-	Y
関税暫定措置法 第9条 (軽減税率等の適用手続)	輸入	令32条第1項第1号(学校給食用ミルク及びクリーム)	軽減税率等適用明細書(T-1670) 学校給食用のミルク及びクリームである旨を記載した文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書 関税割当証明書(裏落し)	MSX & 書面	のみ書面裏落とし後返付	提出不要(は税関にて対応)	G
	輸入	令32条第1項第2号から第11号及び第2項第1号、第2号、第4号、第5号	軽減税率等適用明細書(T-1670) 関税割当証明書(裏落し)	MSX & 書面	のみ書面裏落とし後返付	提出不要(は税関にて対応)	G
	輸入	令32条第1項第13号から第15号及び第16号の物品	軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	-	提出不要(税関にて対応)	Y
	輸入	令32条第1項第12号(イフルアルコール)	軽減税率等適用明細書(T-1670) 経済産業大臣の証明書	MSX & 書面	のみ書面裏落とし後返付	提出不要(は税関にて対応)	G
		令第32条第2項第3号(高糖度原料糖)	軽減税率等適用明細書(T-1670) 農林水産省令で定める方法により精製する其他甘しや糖である旨を記載した農林水産大臣の証明書	MSX	-	提出不要(は税関にて対応)	Y
関税暫定措置法 第9条の2 (オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)	輸入	令第33条の5第1項	製造用原料品譲許の便益適用明細書(P-1100)	MSX	-	提出不要(税関にて対応)	Y

〔内国消費税〕

法令名	区分	取扱いの対象	原本を確認する許可書又は承認書等及び提出を要する減免戻し税関係書類等 (手続は()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書への表示
				提出方法	交付用又は確認用の書類等及びその取扱い	事後確認用の書類(保税監督部門用を含む)	
酒税法 第29条	輸出	令第36条第1項	輸出申告書付表(輸出免税酒類の明細)(CC1-5417)(交付) 【注】輸出者が輸出免税適用のために酒類が輸出されたことの証明を受けようとする場合、輸出申告の際に添付される。	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)	-	Y(2)
酒税法 第28条の3	輸入	令第35条第1項	未納税引取承認申請書(CC1-5402)(交付) 未納税引取場所適格証明書(CC1-5403)	MSX & 原本2部 原本1部	確認後交付(押印)	-	G
たばこ税法 第14条	輸出	令第7条第1項	輸出申告書付表(たばこ税及びたばこ特別税輸出免税製造たばこの明細)(CC2-3210)(交付) 【注】輸出者が輸出免税適用のために製造たばこが輸出されたことの証明を受けようとする場合、輸出申告の際に添付される。(添付省略の場合あり 1)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)	-	Y(2)
たばこ税法 第13条	輸入	令第5条第1項	未納税引取承認申請書(CC2-3036)(交付)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)	-	G
揮発油税法 第15条	輸出	令第9条第1項	輸出免税課税物件輸出証明申請書(CC2-3035-1)(交付) 【注】輸出者が輸出免税適用のために揮発油が輸出されたことの証明を受けようとする場合、輸出申告の際に添付される。(添付省略の場合あり 1)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)	-	Y(2)
揮発油税法 第14条の3	輸入	令第6条第1項	未納税引取承認申請書(CC2-3036)(交付) 移入場所に係る揮発油税及び地方揮発油税に関する納税証明書 *引取実績が3回以上であれば添付省略可能	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)	-	G
揮発油税法 第16条の2	輸入	令第10条の2第1項	揮発油税灯油免税引取承認申請書(CC2-3307)(交付)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)	-	G
揮発油税法 第16条の5	輸入	令第10条の7第1項	揮発油税航空機燃料用免税揮発油引取承認申請書(CC2-3306)(交付) 航空機用であることを証明する書類	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)	-	G
石油ガス税法 第11条	輸出	令第5条	石油ガス税輸出免税課税物件輸出証明書(CC2-3035-1)(交付) 【注】輸出者が輸出免税適用のために石油ガスが輸出されたことの証明を受けようとする場合、輸出申告の際に添付される。(添付省略の場合あり 1)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)	-	Y(2)
石油ガス税法 第13条	輸入	令第10条第1項	特定用途免税引取承認申請書(CC2-3036)(交付) 原料用又は熱源用であることを証する書類	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)	-	G

法令名	区分	取扱いの対象	原本を確認する許可書又は承認書等及び提出を要する減免戻し税関係書類等 (手続は()書き、下線)	税関への関係書類等の提出			申告書への表示
				提出方法	交付用又は確認用の書類等及びその取扱い	事後確認用の書類(保税監督部門用を含む)	
石油石炭税法 第11条	輸出	令第11条	輸出申告書付表(石油石炭税輸出免税原油等の明細)(CC2-3512)(交付) 【注】輸出者が輸出免税適用のために原油、ガス状炭化水素又は石炭が輸出されたことの証明を受けようとする場合、輸出申告の際に添付される。 (添付省略の場合あり 1)	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)	-	Y(2)
租税特別措置法 第89条の4	輸入	令第47条の10第1項	特定用途免税引取承認申請書(CC2-3306)(交付) 承認を必要とする事実を証する書類	MSX & 原本2部	確認後交付(押印)	-	G
租税特別措置法 第90条の2		令第48条の4第1項					
租税特別措置法 第90条の3の3	輸入	令第48条の6第1項	石油石炭税軽減引取承認申請書(CC2-3516-3)(交付) 経済産業大臣又は財務大臣の証明書(裏落し)	MSX & 原本2部 原本1部	確認後交付(押印) 書面裏落し後返付	提出不要 (税関にて対応)	G
租税特別措置法 第90条の4	輸入	令第48条の9第1項	石油石炭税免税引取承認申請書(CC2-3515)(交付) * 関税暫定措置法第9条第1項の軽減税率の適用を受けようとする場合は、軽減税率適用明細書に必要事項を付記で可	MSX & 原本2部	確認後交付(押印) (ただし、軽減税率適用明細書に付記の場合は交付なし)	提出不要 (税関にて対応)	G
租税特別措置法 第90条の4の2	輸入	令第48条の10第1項	石油石炭税免税引取承認申請書(CC2-3516-2)(交付) 経済産業大臣の証明書(裏落し)	MSX & 原本2部 原本1部	確認後交付(押印) 書面裏落し後返付	提出不要 (税関にて対応)	G
租税特別措置法 第90条の4の3		令第48条の11第1項					

1 たばこ税、揮発油税、石油ガス税、石油石炭税の輸出免税については、船積(搭載)確認通知書又は積込確認印を受けた輸出許可通知書そのものを輸出されたことの証明として取り扱うことが可能であるため付表又は申請書の添付が省略される場合があります。

2 「1Y」表示であっても、原本2部(税関用・交付用)を提出願います。